

川崎市バス接遇改善委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 交通局は、営業所職員のお客様に対する接遇の改善を図るため、各営業所にそれぞれ接遇改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、運行係長が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

平成 年度 接遇改善計画書

営業所		平成	年	月	日作成	担当
-----	--	----	---	---	-----	----

接遇改善委員会活動状況報告書（平成 年 月）

営業所	平成 年 月 日作成	担当